

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業でお悩みの皆さまへ

生活福祉資金特例貸付の受付期間が、**令和2年12月31日**まで延長となりました。

必ず、事前に電話予約（22-8388・23-0899）のうえ、来所ください。  
予約が無い場合、混雑状況や諸事情により対応できない場合があります。  
あらかじめご了承ください。

**○緊急小口資金**

申請受付期間を12月末日までとする。

**○総合支援資金・新規**

新規の申請受付期間は、12月末日までとする。

10月以降の新規申請分においては、自立支援に向けた支援を進める観点から、**自立相談支援機関からの支援を受けることに同意すること**をもって貸付を行います。